

# 冬 すず ずかめ

2020

No.14

各部会・支部活動報告

公益 社団法人 鈴鹿法人会  
**S**uzuki**K**ame

# かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族の代わりになり、お互いを優しくサポートする会社。  
実は日本の会社の99%は中小企業です。  
それぞれの会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り。  
つらい、いつかのかけがえのない物語。  
大同生命は経営者向け保険のバイブルです。  
これこそ、これからの中小企業の経営者。  
事業承継も、万一への安心の存在も、支えたいと思います。  
現在ご契約いただいている企業数は約37万社。  
この数は大同生命への信頼の証しであり、責任の重さを表しています。  
皆様の会社は、より安心に支えたいと考えています。  
私たちの挑戦は続きます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO 大同生命**

三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

## Mokuji

- |    |                  |    |                           |    |                 |
|----|------------------|----|---------------------------|----|-----------------|
| 1  | 会長あいさつ           | 14 | 第36回法人会全国大会(三重大会)         | 30 | 食レシピ、クロスワード・パズル |
| 2  | 年頭の御挨拶           | 16 | 令和2年度税制改正要望事項(要約)         | 31 | 大同生命            |
| 4  | 令和元年度 納税表彰式      | 20 | 税務コーナー                    | 32 | AIG             |
| 5  | 令和元年度「税を考える週間」事業 | 24 | 三重県警察コーナー                 | 33 | アフラック           |
| 6  | 青年部会だより          | 25 | 鈴鹿のモータースポーツ雑学             | 34 | 新入会員紹介          |
| 8  | 女性部会だより          | 26 | エッセイ<br>わがまちウォーク 街角ウォッチング | 36 | 事務局だより・編集後記     |
| 11 | 支部だより            | 28 | 歴史・名所・史跡                  |    |                 |



公益社団法人  
鈴鹿法人会 会長  
**岡田 信春**

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献しているところです。

昨年も会員の皆様方のご協力をいただいて「税に関する活動」及び「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組みました。

特に、昨年10月3日(木)に開催されました公益財団法人全国法人会総連合が主催する第36回法人会全国大会(三重大会)では、本会はもとより青年部会・女性部会が一丸となり着物姿による受付、飲食ブースの開設、そして懇親会でのアトラクション等々を行ない、出席していただいた来賓の方々をはじめ全国の会員の方々にたいへん喜んでいただきました。

今年も「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」、「ジュニアバレーボールへの協賛」等々恒例の事業はもとより、第29回三重県法人会女性部会連絡協議会情報交換会が鈴鹿法人会女性部会の担当で開催が予定されています。

今後、女性部会が中心となって創意工夫を凝らした情報交換会を企画していきますがあらためて会員の皆様方のご協力をお願いする所です。

さて、最近の我が国の経済は、消費税法の改正による影響を少なからず受け、また、当会においては後継者不在による事業の廃業および人出不足による事業の縮小等により会員の減少が続いております。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同が一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

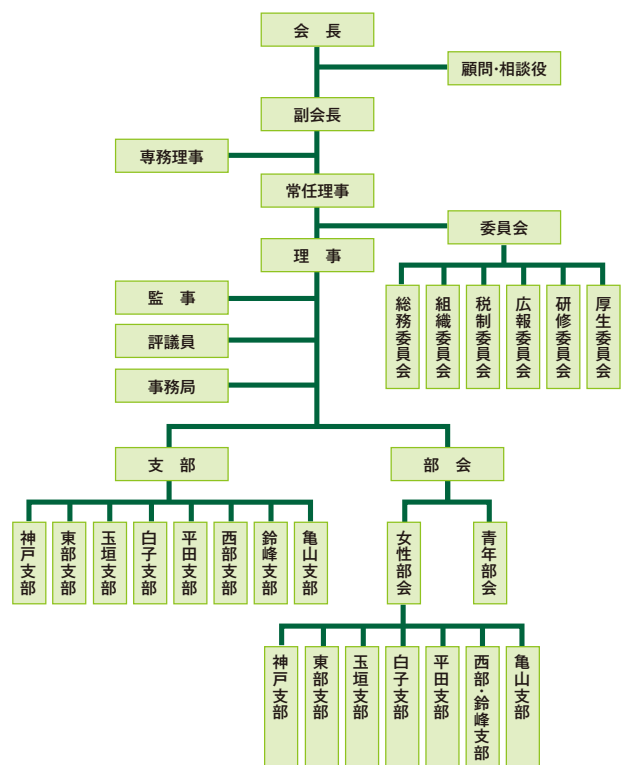
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

## 会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	阪田 朋成	(株)サカタ
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)メイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	渡邊 孝明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡村 信之	(株)オカトモ
東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	西村 善行	鈴鹿インター(株)
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鍍金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	佐藤 左恭	(株)サトウ土地開発
女性部会長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



# 年頭の御挨拶



名古屋国税局  
課税第二部長

北川 昌弘

令和二年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より、新たな「令和」の時代が始まりました。

新しく迎える年が「令和」の出典である万葉集の締めめの句「新しき年の初(始)めの初春の今日降る雪のいや重(し)け吉事」のように、良い事が積もり、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、近年、経済社会のICT化やグローバル化の進展を背景とした取引形態や決済手段の多様化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化し、その変化は加速しております。

このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、納税者の皆様へのサービスを充実させるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、昨年10月から消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、法人会の皆様方の御協力を賜りながら制度の周知・広報の取組を推進してきたところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後とも、制度の定着に向けアンテナを高くして取り組んでいくこととしておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度につきましては、同制度の更なる定着に向けて、e-Taxの利用促進と併せたマイナンバーカードの取得促進や法人番号の社会的インフラとしての利活用についての周知・広報にも取り組んでまいります。

これらの取組を進めていくためには、法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えており、国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 年頭の御挨拶



鈴鹿税務署長  
岩本 裕道

新年明けましておめでとうございます。

令和二年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日ごろから税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年が、皆様にとりまして、希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしております。

昨年を振り返りますと、10月に法人会全国大会が三重で開催され、鈴鹿法人会が担当された「白子高校のプラスバンド演奏」と「税金クイズ」は大いに盛り上がり、素晴らしいアトラクションでした。本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様方が団結し、一丸となられて取り組まれる姿に深く感銘いたしました。

また、会員企業のニーズに応じた各種研修会や講演会の開催のほか、毎年恒例となりました「親子税金クイズ・映画会」や「小学生の絵はがきコンクール」に代表される社会貢献事業へも熱心に取り組まれ、特に「親子税金クイズ」には私も参加させていただきましたが、小学生の皆さんが楽しみながら参加できるよう寸劇を交え開催されるなど、次代を担う若い世代が、正しい税の意義・役割を理解できる啓発活動を積極的に展開していただきました。

また、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただき、特に小学校の租税教室では、鈴鹿法人会が独自で製作されたDVDを使用して地域に密着した授業を行うなど、非常に熱心に取り組んでいただきました。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員並びに会員の皆様の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

ところで、間もなく、令和元年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、申告会場である「イオンモール」には多くの方が来場され、大変混雑いたしまして、長時間お待ちいただくなど、ご不便をおかけすることもあるかと思っております。

今年も国税局及び税務署においては、確定申告会場に出向くことなく自宅やオフィスから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Taxで提出できるなど、ICTを活用した申告手段の充実に取り組んでおりますので、是非、便利なe-Taxのご利用をお願いします。

更に、個人の納税者の方にもっとe-Taxを便利にご利用いただけるよう、昨年の1月からは、マイナンバーカードやカードリーダーをお持ちでない方も、税務署であらかじめ発行されたIDとパスワードだけで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxでの申告ができることとなったほか、令和元年分の確定申告からは、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

従業員の方々が確定申告される場合にも、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう社内広報などによるご協力をお願い申し上げます。

ID・パスワードを取得するためには、事前の手続きが必要となりますので、ご利用についてご不明な点などがございましたら、国税庁ホームページをご覧くださいほか、税務署の個人課税部門までお問い合わせください。

最後になりますが、新しい年における公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 令和元年度

# 納税表彰式

去る令和元年11月7日(木)、令和元年度鈴鹿税務署納税表彰式がコンフェット鈴鹿平安閣で挙行され、次の方々が受賞されました。  
皆様、受賞おめでとうございます。



## 鈴鹿税務署長表彰



神戸支部長  
岡村 信之 殿



女性部会副部長  
阿部 美千 殿

## 鈴鹿税務推進協議会長表彰



玉垣支部長  
西口 直人 殿



理事  
太田 秀典 殿



女性部会副部長  
永戸 陽子 殿

また、次の方は、当会においても役員としてご活躍を頂いておりますが、今回は他団体にて受賞されました。

## 鈴鹿税務署長表彰

理事 堀田 誠 殿 (鈴鹿間税会)

令和元年度

# 「税を考える週間」事業

## 親子税金クイズと映画鑑賞会

「税を考える週間」の事業として、令和元年11月3日(日)、鈴鹿市民会館におきまして、「親子税金クイズと映画鑑賞会」を開催しました。

今回で第11回目となった親子税金クイズは、青年部・女性部の方々が「租税教室」の授業風景を模し、寸劇を演じました。

また、劇中において税金クイズを出題し、岩本鈴鹿税務署長が税金博士となり、一問ずつ答えを発表していただき参加者から大歓声が沸きあがり大いに盛り上がりました。



## 税に関する「絵はがきコンクール」の展示と表彰式

小学4年生から小学6年生の児童を対象に募集しています「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校33校から1,380枚のご応募をいただきました。

児童をはじめ教育関係者および保護者の皆様のご協力に深く感謝いたします。

入選者の皆様には、11月10日(日)鈴鹿ハンターにおいて鈴鹿税務連絡協議会が主催した表彰式において表彰させていただきました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。



鈴鹿税務推進協議会長賞  
亀山市立昼生小学校  
4年 松井 友里



鈴鹿税務連絡協議会長賞  
鈴鹿市立桜島小学校  
6年 北 彩乃



鈴鹿税務署長賞  
鈴鹿市立桜島小学校  
6年 石内 祐奈



公益社団法人 鈴鹿法人会長賞  
亀山市立川崎小学校  
5年 松村 芽依



公益社団法人 鈴鹿法人会女性部会長賞  
亀山市立井田川小学校  
4年 伊東 花梨

# 青年部会

## 8/20 親子バスツアー

今年で13回目となります親子バスツアー、今回は稲生小学校から15組35名に参加頂きました。行先は昨年同様の中部国際空港セントレアで輸入品に対する税金の徴収や麻薬や拳銃などの密輸入の取締りを行っている税関の仕事を勉強するコースです。出国ロビーの中も見学出来て飛行機の離発着も見ることが出来ました。中でも麻薬調査犬のパフォーマンスを見せて頂き子供たちも興味深く感心した様子でした。

セントレアホテルで昼食後、東邦ガスさんのガスエネルギー館へ。エネルギーとしてのガスの役割や、環境対応などをさまざまな体験施設を通して勉強させて頂きました。また、リベナス四日市ではガスを使った調理の体験や最新式のガス器具の快適さを体感させて頂きました。参加頂いた稲生小学校の皆さんの元気な挨拶や規律正しい行動が印象的でした。

最後にご協力頂きました中部国際空港株式会社様、名古屋税関中部空港税関支署様、東邦ガス株式会社様に感謝を申し上げますと共に無事に終了したことをご報告いたします。

(研修委員長 海原琢磨)



## 9/14 鈴鹿げんき花火

『創業令和元年、秘伝の味を守り続けて二週間 小森屋』  
9月14日、鈴鹿げんき花火大会にて、鈴鹿法人会青年部と地元の若者たちとタッグを組み、2019年「今年の一皿」にも選ばれた、タピオカドリンクを販売しました。

当日までの道のりは険しく、青年部メンバー、有志の若者、そして家族にも協力してもらい、タピオカドリンクの研究に明け暮れました。メニューも決定、目標を300杯完売と設定しました。もちろんタピオカドリンクを作るのも販売するのも初めてのメンバーばかりです。しかしインパクトのある屋台看板、お揃いのユニホーム、小森屋特製オリジナルコップ、そして何よりチームワークがとても良かったので不安はありませんでした。

結果は、見事に完売でした。終わって見ると、完売したことよりもチーム小森屋で鈴鹿げんき花火大会に参加出来たことが、一番の思い出になりました。笑顔が絶えない素敵な空間でした。本当にありがとうございました。みんなで観た花火は最高でした。

(地域活性委員長 小森 一)



## 9/17 利き酒会

青年部9月度定例会として、毎年恒例の利き酒会を実施いたしました。今年度は本定例会の担当である私の大好物、ワインの飲み比べで、みなさんの舌力を試してみました。



酒税の勉強会の後、ワインのそれぞれ代表的な銘柄を中心とした3種類のワインを飲み比べて銘柄を当てるという内容でおこないました。利き酒している際には、「絶対、分かるわ!!」との声があちこちから聞こえていましたが、残念ながら全問正解者はゼロという結果に終わりました。青年部メンバーの舌力もまだまだです。まだまだ暖かい鍋がおいしい季節。ということは、お供にはワイン。みなさんもお自宅で試してみたいはいかがでしょうか？

さて、利き酒会には、税務署より岩本税務署長と松見統括、女性部会より倉田部会長他2名の方々にお越しいただき、今年も楽しいひと時となりました。(税制委員長 久畑吉宣)



## 10/18・19 視察研修旅行

10月の18日、19日と神戸へ視察研修旅行に行ってきました。初日の視察研修先は、日本銀行神戸支店で日本銀行の業務や役割について学び、お札偽造防止の技術や阪神淡路大震災の時の様子、そして震災の教訓をいかしたその後の対策などを教えていただきました。

夜は南京町の中華円卓にて賑やかに親睦を深めました。

翌日は、朝から日本の野球場の「象徴」甲子園のグラウンドに立ち歴史と伝統を肌で感じて、法人会青年部のチームワークを強めてきました。

午後からは神戸酒心館様にお邪魔し、灘の地で約265年にわたり美酒を醸している歴史や製造工程を紹介していただき、伝統味を味わい帰路につきました。参加25名の皆さんのご協力もあり、楽しく有意義な2日間となりましたこと感謝と共にご報告いたします。(組織増強委員長 加藤俊一)



## 11/7・8 大分大会

第33回「法人会全国青年の集い」大分大会が11月7日、8日に大分県で行われました。

鈴鹿法人会青年部から7名が出席をして、租税教育活動プレゼンテーションを見てきました。全部で11個プレゼンテーションがあり、どこの部会も内容、プレゼンの仕方に工夫がされており、十分に準備をしてプレゼンに挑んできているのが伺えました。

来年の島根大会では鈴鹿法人会が租税教育活動のプレゼンテーションを行います。通常より多く

の仲間と一緒に島根に行きたいと考えております。

また、部会長サミットでは「健康経営」についての討論を行いました。租税教育活動とともに、今後全国に「健康経営」について法人会が先頭にたって全国に広めていこうとしているようです。健康第一に今後も頑張っていきたいです。

(部会長 佐藤左恭)



## 租税教室

今年も「租税教室」の時期がやってまいりました。税のオピニオンリーダーとして地域の税知識、納税意欲向上を考える我々法人会にとって、小学生に税知識を広める租税教育活動は非常に重要なことであり、意義深いことです。

本年も昨年と同様に女性部会、高田短期大学と連携し、市内17校の小学校を対象に「租税教室」を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。(税制委員長 久畑吉宣)



# 女性部会

## 8/25 夏休み親子映画会

8月25日(日)夏休み親子映画会を亀山市文化館にて開催いたしました。鈴鹿・亀山市内の小学生と保護者の方々にたくさんご参加頂きました。第一部は映画会、題名は『アーリーマン』です。第二部は、楽しい租税教室とおたのしみ抽選会。租税教室では、女性部15名が小学生に扮して税金に関する質問をし、青年部の方が面白い先生役となりクイズを出題！会場のあてられた小学生は、みんな楽しそうに元気良く答えてくれました。わたしは、初めての参加でしたが、来場者の方々を楽しませている女性部先輩方の演技力と青年部の方とのチームワークの良さがとても素敵だと感じました。皆様のご協力のもと無事に終了する事ができ、充実した1日を過ごす事ができました。(河村里恵子)



## 9/3 講演会及び施設見学会・お食事会

令和元年9月3日(火)に37名が参加して「講演会及び施設見学会・お食事会」が開催されました。午前10時より、社会福祉法人 朋友 就労継続支援A型事業所 アクティブ鈴鹿にて、株式会社レグルス 代表取締役 伊藤良一氏より「障がい者雇用について」講演していただきました。伊藤氏ご自身が事故にあい5回にわたる大きな手術とリハビリなど1年8ヶ月の入院生活を経て第1種身体障害者1級に認定されることになったこと。そこから障がい者雇用に取り組まれてきた様々な体験をパワーポイントにまとめてお話しされました。「マイナス評価・・・できるのがあたりまえ。100点満点からできないことを引いていく評価、ではなく、プラス評価・・・その人にどんな能力があるのかを知り、できることを見つけてそれを評価して採用していく。」「健常者ならひとりですべてやってしまう仕事を分担することで、障害に適した仕事、能力が活かせる仕事をみつけて切り出していくことが(障害者雇用の)第一歩」、実践例の「知的障がい者の方が行うピンセットでのポットへの種まき」で行う水気耕栽培は、講演会後に「わか菜の杜」に場所を移動し、ハウスの中で青々と育つリーフレタスや小松菜を見せていただきました。芽がたばかり小松菜は、とても小さく、美しい列でたくさん並んでいて、これが手作業なんだと感動しました。貴重な講演と見学の機会をありがとうございました。(塩川由華)



## 10/14 ジュニアバレーボール大会

第13回鈴鹿ジュニアバレーボール鈴鹿法人会長杯が深伊沢小学校と西部体育館にて行われました。開会式では、税金クイズも出され、皆で考えました。体格の差がかなりあるチームが一丸となって頑張ってる姿は、感動を与えてくれました。ちっちゃな身体でコートの中を走り回りボールを追っかける姿、最後まであきらめずボールを追っかける姿、素晴しかった。

開会式は西部体育館にて行われました。

優勝 Jrエースバレーボール少年団

準優勝 鈴西バレーボールクラブ

三位 河曲ジュニアバレーボールクラブ

〃 UNITED 以上4チームです

法人会女性部広報の委員が一人一人に声をかけメダルを首にかけると嬉しそうな表情を見せてくれました。勉強も大切だけどスポーツを通じて学ぶ事も多いと感じました。爽やかな気持ちになり帰宅の途につきました。(服部千賀子)



## 11/7 税の話と寄せ植え

11月7日午後から、鈴鹿市文化会館3階で鈴鹿税務署松見統括官の税の話しに耳を傾けそれぞれの会社の経理の世界に智慧を頂きました。

その後、楽しみの寄せ植え。シクラメン、パンジーを中心に4種の寄せ植えでした。

私的には、シクラメンを中心に3種で勝手に周

りを囲んだ形でした。あと1種有れば良いがなと考えつつツルマサキで囲み、なんとか形が出来ました。思ったより早く短時間で、終了。多忙を極める女性部には良かったかなあ??

太陽と水を好むので、『頑張って長生きしてね』とつぶやきながら庭の片隅に置いて楽しんでいます。

ピンクのシクラメンの花言葉が、遠慮、気後れ。

黄色いパンジーの花言葉は慎ましい幸せなんて

いいです。優しい感じですが、元気の出るパワフルな花も次会には希望致します。

でも花は何でも良いですね。

統括官の話しと寄せ植え

で2時間ばかりでしたが充実

の午後でした。(中林孝子)



## 11/10 絵はがきコンクール表彰式

鈴鹿ハンターにて、令和になって初の「税の絵はがきコンクール」の表彰式が開催されました。作品はどれも“納税は大切である”事がしっかりと表現されていて、すばらしいものばかりでした。表彰式に参加していた子供達は少しハニカミながらも嬉しそうにしていたのがとても印象的でした。

まだまだ参加校が少ないようなのでたくさんの学校が参加してくれて、税の事に関心を持ってくれる子が多くなれば良いのになと思います。

(小掠佳代)



## 12/11 寄せ植え

令和元年も師走をむかえ、本年度も特別養護老人ホームへの訪問の日が参りました。37名の女性部会員が参加をし、石井朋子様のご指導に依り、寄せ植えを作りました。

その後、講師の桜井さち子様のもと小物入れの作成を楽しみ、皆それぞれ可愛く素敵な作品が出来上がりました。午後には各施設に伺い車椅子、寄せ植えを届けました。(永戸陽子)



## 12/17 理事会

12月17日、鈴鹿サーキットS-PLAZAにおいて女性部会の理事会が開催されました。

倉田部会長の挨拶の後、ご来賓の岡田会長のご挨拶、委員長による事業報告で理事会は終了。続いて、岩本署長の講演を聴かせていただきました。テーマである鈴鹿税務署の歴史の話も交えながらのお話は、とても興味深く皆さんしっかり聴き入っていました。

大黒屋光太夫の知られざる話、若松小学校にあるという光太夫の像も一度訪れてみたいものです。また、良好な夫婦関係を続ける五つの秘訣など、

とても面白く聴かせていただきました。

懇親会では、近藤専務提出のちょっと難しかった税金クイズ、平田支部の女性部会員さんとお仲間によるフラダンスの披露があり、全員が首にレイをかけ、ハワイ気分を味わいました。青年部4名の飛び入りもあり、その衣装に会場は大爆笑。大いに盛り上がりました。

恒例のビンゴゲームによるプレゼント交換でさらに盛り上がり、今年の実業を締めくくりました。(石井朋子)





# 支部だより



神戸  
支部

令和元年12月3日(火)

## 研修旅行 岩村酒造

年一回の法人会神戸支部の研修旅行を有意義にそして楽しく行ってまいりました。

当日、12月に入り寒い日になりましたが晴天、岐阜恵那に向けて出発をさせていただきました。車内では、DVDでの勉強会を通じ法人会への携わり方、また自分の商売の問題等に花を咲かせておりました。途中、岩村酒造では、酒造造りの見学・岩村の歴史を教わり、昼食は岩村の「和風レストランかわい」で今後の神戸支部のあり方また進め方等も交え、有意義な懇親ができたと思っております。



今回、お仕事忙しいにも関わらず参加していただきました神戸支部の皆様にご感謝を申し上げて事業報告とさせていただきます。(岡村信之)

玉垣  
支部

令和元年11月13日(水)

## 京都『黄桜伏水蔵』、『伏見十石舟』及び『錦市場』見学

本日は晴天。出発時間に若干一名(私)遅れる中、わが玉垣支部は、西口支部長の指揮の下AM8:05、元気よく文化会館前を出発しました。

(株)ジェイワントラベルの矢田さんのガイドと神勢観光さんのバス(新車)で快適に京都へと向かう中、早朝にも関わらず、DVD視聴にて軽減税率に関連する研修を受講するという昨年同様、真面目なスタートを切りました。

道中、新名神では大きな渋滞にもあわずに、予定通り本日一つめの目的地『黄桜伏水蔵』に到着しました。

さてこの伏水蔵は5階建てで、5階に吟醸蔵、4階に地ビール充填ライン、3階に黄桜の年譜展示、2階に地ビール醸造所、ガイドシアターがあり、5階から1階まで見学用の通路階段が設けられているという素晴らしい施設でありました。通路、階段には、黄桜おなじみの河童の素敵な絵画が飾られ、退屈しない空間を演出していました。黄桜で醸造されるお酒はすべて京都伏見の名水「伏水」を使用しており、きめが細かく口当たりの柔らかな風味をもたらしているとのこと。一度皆様もご賞味ください。

黄桜を後にした一行は、ゆっくりとランチを頂

きました。ランチのお店の近くに坂本龍馬の寺田屋があるのに気づき、急ぎ見学。歴史を垣間見ることでもできて、満足まんぷくな時間を過ごしました。

ランチの後は、趣向を変えて十石舟へ乗船。酒蔵と水辺が美しいコースを舟にゆると揺られながら、港町伏見を楽しみました。

最後に京都の台所である錦市場を自由散策。活気のある市場で、思い思いのお土産を購入させていただきました。

今回の研修旅行も、前回同様に内容は充実、天気も最高、素晴らしい有意義な一日で、『醸造文化』、『歴史』、『市場』と盛りだくさんの京都を一日で満喫させて頂きました。(大野宏幸)

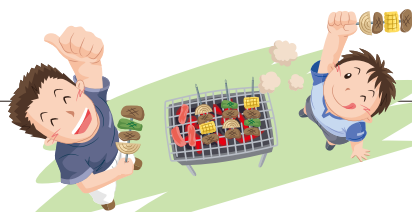


東部  
支部

## 令和元年9月29日(日) バーベキュー大会

9月29日に東部支部のバーベキュー大会がありました。

開催日の天気が前日まで雨の予報だったので雨天時の会場に変更しましたが、当日は予想外の晴天でした。でも屋根があったので直射日光も気にならないのでかえって良かったかもしれません。支部初の試みだったので至らぬ事もありましたが来年も開催となれば改善出来ればと思います。(矢田輔哉)



白子  
支部

## 令和元年11月19日(火) 研修旅行・黄桜カップカントリー研修

11月19日(火)午前7時50分出発で、『岩村城址・馬籠・まごめや』(岐阜県)への研修バス旅行が開催されました。参加者は31名でした。

往きの車中は例年通り、研修ビデオによる税務研修を行いました。『岩村城』は、日本三大山城の一つに数えられる名城で、城は江戸諸藩の府城の中でも最も高い所(標高717m)に築かれ、高低差180mの天険の地形を巧みに利用した要害堅固な山城です。

現地ガイドさんの案内で全員頂上まで登りましたが、想像以上の高さで苦勞しました。下城した際は、爽快な疲労感を共有できました。

秋の味覚、栗きんとんをおみやげに購入して帰途につき、車中はビンゴゲームで盛り上がり楽しく懇親の場が持てました。(東口大介)



平田  
支部

## 令和元年11月14日(木) 鈴鹿スマートインター視察と丸長食品視察研修

11月14日木曜日、昨年度研修旅行にて新名神道路工事ならびに鈴鹿スマートインターの工事状況や見通しなどの視察研修へ行った事から今年度は、開通後の状況と現在の利用状況をNEXCO中日本様：株式会社DYNAC様：セブンイレブン鈴鹿PA店様にお話を聞くことが出来ました。その後、税務研修DVDを視聴しながら大津市へ、琵琶湖テラスにて昼食バイキングを頂き、今回の第二の目的でもある、鈴鹿産野菜を使った漬物販売店丸長食品様へ社業の成り立ちや鈴鹿産食材の出会いなどご厚誼など頂

きました。予定時間より1時間早く行程を無事終えることが出来ました。(嶋田浩也)



西部  
支部

鈴峰  
支部

令和元年11月23日(土・祝)

## 研修旅行

11月23日(土・祝)に行いました。本年は家族の方にも一人でも多く参加していただき、楽しんでいただける場所を企画しました。参加者は36名でした。天候も初冬とは思えぬ暖かい日差しの中鈴鹿を出発しました。バスの中では「軽減税率」などのビデオを見て研修しながら、和気合々で目的地「浜松」へ向かいました。「航空自衛隊浜松広報館」ではフライトシュミレーション、展示物見学、映画など楽しみました。特に映画では全天周シアターで迫力ある救助のシーンを紹介され、日々の訓練をはじめ、航空自衛隊を知る良い機会でした。「見て」「体験して」「楽しむ」テーマパークです。グルメパークで昼食をとり、「うなぎパイ」ファクトリー見学です。生地づくりから始まり、ひとつひとつ手作りしています。おいしいのもここにひみ

つがあると感じながら、お土産にたくさん買いました。帰りのバスの中では、子供さんはビデオを鑑賞し、18:00ごろ鈴鹿にもどってきました。たくさんの御参加と天候に恵まれた旅行でした。御協力ありがとうございました。(濱本隆弘)



亀山  
支部

令和元年10月17日(木)

## 研修旅行 アサヒビール名古屋工場 シーパレスリゾート・竹島水族館

10月17日(木)の朝、亀山支部のメンバー19名を乗せて研修旅行に出発、一路愛知県に向かいました。行きのバス内で今年は消費税の軽減税率に関するビデオを鑑賞して理解を深め、そのままアサヒビール名古屋工場に到着。ビールの製造工程から品質管理の説明を受けましたが、私は個人的に麦芽の甘さとホップの香りが印象的でありました。

その後豊橋のシーパレスリゾートにて昼食をとり、今話題の見せる工夫満載の竹島水族館に向かい、じっくり見学。小さな水族館ながら、他では見られない生物や多種類がひとつの水槽の中で共生している。

また何種類かの水生生物に直に手で触れる等、興味を引かれる部分がありました。

今年は天候にも恵まれて、年に一度の研修旅行は

会員相互の親睦を深め、新しい会員との出会いの場として、とても有意義だったと思います。

(服部昌弘)



家族でチャレンジ!!  
冬の節電活動

無理なく、無駄なく、快適に



# 第36回法人会全国大会(三重大会)

全法連主催による第36回「法人会全国大会（三重大会）」が、令和元年10月3日、津市のサオリーナで盛大に開催されました。鈴鹿法人会からは受付、飲食ブースおよび懇親会を担当するため多くの会員の方の力を借りました。

412単位会、約1,700名が出席し、第一部は記念講演で伊勢神宮 広報室広報課長 音羽悟氏による「皇室と神宮」をテーマに実施されました。

第二部の大会式典では、星野国税庁長官、鈴木三重県知事、前葉津市長ほか多数のご来賓をお迎えし、税制改正の提言の報告などが執り行われました。

第三部の懇親会では、当会がアトラクションを担当しました。



## 受付

県連女性部会の担当による着物姿での「おもてなし」。

鈴鹿法人会からは7名の方が終日着物姿でご活躍していただきました。



## 飲食ブース

会場周辺に昼食をとっていただく店舗がないため物産店会場を使用して飲食ブースを開設しました。女性部会が「トンとり亭」の屋号を掲げ200食を用意しましたが早々に完売しました。

『伊勢志摩サミット』の乾杯酒に使われた日本酒「作」の酒かすで育ったブランド豚「作豚」と素朴でどこか懐かしい味わいの「椿とりめし」の絶品コンビをぜひ味わってください。



キャッチ  
フレーズ

## 白子高校吹奏楽部

懇親会開始前から演奏をお願いし、また、演奏中のパフォーマンスにより会場が一気に盛り上がりました。





## 三重の税金クイズ

過去に開催された全国大会に出席した経験を基に参加型のアトラクションを目指し、足掛け3年を費やし、ようやくたどり着いた15分間でした。



いろいろ反省もあれば悔いが残った場面もありましたが「やりきった感」の充足感で無事に終えることができました。

## 令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、  
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。  
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！

## 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果が期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日 全国法人会総連合 全国大会

全国の法人会から提案された税制改正要望事項は、(公財)全国法人会総連合の税制委員会で審議を重ね「令和2年度税制改正に関する提言」が取りまとめられました。

今後も皆様からの要望をお待ちしています。

# 令和2年度税制改正に関する提言 (要約)

## 《基本的な課題》

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。  
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

### 5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。

その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になるろう。

### 6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（29.74%）したが、“先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があるろう。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

## 3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
  - ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## Ⅲ. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

\*なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「令和2年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

## 鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、樋口副会長・北川監事・森税制委員長・専務理事が下記の方に「令和2年度税制改正に関する提言」を手交し、提言を行いました。

記

立憲民主党	衆議院議員	中川 正春 殿
立憲民主党	参議院議員	芝 博一 殿
自 民 党	衆議院議員	川崎 二郎 殿
鈴 鹿 市	市 長	末松 則子 殿
亀 山 市	市 長	櫻井 義之 殿
鈴 鹿 市	議 会 議 長	森 喜代造 殿
亀 山 市	議 会 議 長	小坂 直親 殿





国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁

## ダイレクト納付 をご利用ください

### ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ タブレットでもOK!

#### 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます！  
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

#### 便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません  
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます！  
(P23 ダイレクト納付を利用した予納 をご覧ください)

地方税より  
新たな納付  
方法のご案内

- 2019年10月から『地方税共通納税システム』が開始します。NEW  
個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。  
詳しくはeL T A Xホームページ (www.eltax.jp) をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

### ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**  
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
- e-Taxの利用開始手続をする**  
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。  
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。
- ダイレクト納付利用届出書を提出する**  
「ダイレクト納付利用届出書」(P22)にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。  
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。  
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

# ダイレクト納付の利用方法

- ➡ 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する  
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*
- ➡ 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- ➡ 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する  
ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

## 「今すぐに納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

## 「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。  
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

## 4 納付状況を確認する

「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。  
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

### おすすめ

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

# 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P22) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、**住所地等を所轄する税務署へ提出してください。**

※記載要領は、法人を例に示しています。

- ➡ ① 提出年月日を記載します。
- ➡ ② 提出先の税務署名を記載します。
- ➡ ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。
- ➡ ⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。
- ➡ ⑦ 預貯金口座の名称とフリガナを記載します。  
【注】1 申告等を行う法人名称(本人名称)の口座に限ります。  
2 口座名称に代表者氏名(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名(屋号等)も記載してください。
- ➡ ⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。  
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。  
【例】0001234
- ➡ ⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。  
【注】前半の記号は必ず5桁となります。  
また、後半の番号は左詰で記載してください。  
【記載例】  
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合  

記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
総合口座	1	2	3	4	5	6	7	8	9

  
2 振替口座の場合  

記号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
振替口座	1	2	3	4	5	6	7	8	9

提出年月日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
<b>国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書</b>					
提出先(税務署)	提出先(税務署) 税務署長 あり	法人(個人を除く)の氏名	株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎	法人番号	
住所(所在地)	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-X-X	届出先(個人を除く)の住所	東京都千代田区豊4-3-X-X	届出先(個人を除く)の住所	
氏名(法人名及び代表者氏名)	株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎	届出先(個人を除く)の氏名	国税 太郎	届出先(個人を除く)の氏名	
届出先(銀行等)	ゆうちょ銀行 記号番号 1 2 3 4 5 6 7	届出先(銀行等)の名称	ゆうちょ銀行	届出先(銀行等)の名称	
届出先(金融機関)	ゆうちょ銀行	届出先(金融機関)の名称	ゆうちょ銀行	届出先(金融機関)の名称	
届出先(銀行等)	ゆうちょ銀行	届出先(銀行等)の名称	ゆうちょ銀行	届出先(銀行等)の名称	

切り取り線で切りはなして提出してください

法人番号	
------	--

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）	印
----------------	---

私(当社)は、国税について 電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので 下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫 農 協 信用組合・漁 協	本店 支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

### 2 振替日時 納付情報送付日時

### 3 利用開始日 ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー      4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録        5 その他 3 重複入力	}	約 定
	入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録		一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
	金融機関番号		二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず 私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
整理番号			三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
			四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
			五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
			六 この取扱いについて 仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄	(不備返却事由) A 印鑑相違                      F 住所相違 B 印鑑不鮮明                  G 支店名相違 C 口座番号相違                H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)	}	受 付 印 印 鑑 照 合 検 印
			(口座識別番号)
			(認証番号)



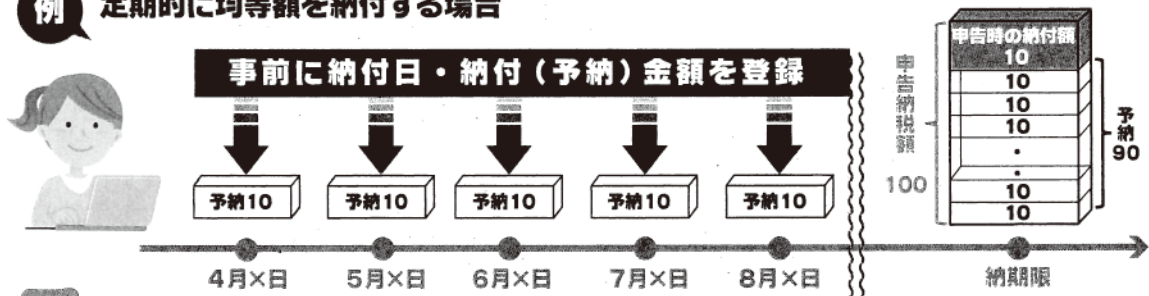
# ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 例 定期的に均等額を納付する場合



# その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（[www.pay-easy.jp](http://www.pay-easy.jp)）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

## 利用可能時間



### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の登録受付は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

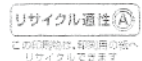
検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、新資源の活用を促進します。

令和元年9月

# あかんにい～

その運転

横断歩道は、

渡る人がおったら、

止まらなあかん。

急いどつても人が先！

三重県は「歩行者に優しい」「街やもん！」



毎月11日は、「横断歩道“SOS”の日」

三重県警察

## 危うきに近寄らず

近年のレースはマシン性能も向上して、ますます僅差の争いになって来ています。タイヤのワンメイク化（一社供給）や性能調整（勝つと重りを積まされる）などが、それに拍車をかけていますが、観る方としては接近戦の過激な展開を楽しむことになるものの、一方で乗っているドライバーはとても大変です。

ミスとも言えないほどのほんの僅かな差が勝敗を分けるので、ドライバーはミクロの争いをしているかのような状況になり、たとえ10cmでも前車に近づこうと努力している状況なんですね。ですが、私はわざと前車から少し距離を置くこともやったりしています。それは、過激に争う前に2台について行くことに危険を感じるとともに最悪の場合、接触に巻き込まれて自分のレースを失う可能性も十分にあるからです。自分が戦うならいざ知らず、他人の巻き添えだけはごめんですし、「君子危うきに近寄らず」ですからね。

通勤時間帯や休日の渋滞で「抜け道」を良く知っている人がいます。スイスイとわき道を走り、渋滞を出し抜いてさっさと前に行ってしまう人も少なくありませんが、一方で「この狭い道をなんというスピードで走っているのか？」と思わせる人がたくさんいます。わき道に入った以上、渋滞待ちより前にいないと「負けになる」とでも思っているのでしょうか？抜け道走行に潜むリスクをどう考えているのでしょうか？

君子ほど危うきに近寄らず、王道を歩むものです。己は神でもなく、自分の能力で避け切れないこと存在を知っているからですよね。

ちなみに、僕は目的地までの最短ルートを選ばないこともあります。危険が潜んでいるようなルートを排除し、リスクを回避するためなんですね。



前後左右の状況を見きわめる

～ 「龍が池」にみる ～

# 「なんてシンドイ江戸時代の大庄屋」

エッセイスト 福島 礼子

驚いたことに、江戸時代の亀山藩86か村の内、半数に近い40か村は現在の鈴鹿市内だった。亀山市と鈴鹿市の現況では、私にはチョット想像がつかない。江戸時代の藩領図を見ると、なるほど下大久保や広瀬などの鈴鹿川より西部はもちろんのこと、三日市や若松も亀山藩となっていた。

当然「龍が池」がある鈴鹿市伊船も、江戸時代は亀山藩領で管轄は亀山のお殿様だった事になる。「龍が池」とは、国道306号が御幣川と交差する地点より北に1分ほど306号を走った位置にある全長100メートルほどの細長い池のことである。



ところで昔話によく登場するキャラクターは、悪者は悪代官、庄屋さんは村一番の知恵者と決まっている。庄屋の仕事は、藩からのお達しを村人に伝える仕事や、村人や土地の管理、そして年貢の減免を村の代表として藩に訴えるなどたくさん役割を担っていた。

さらに各庄屋の上にたち、いくつかの村を束ねる大庄屋は、藩主にもお目通りがかなう重役。お城まで自分の土地で行けるといってもない土地持ちや豪農や、戦国大名の家臣などが任命されている。

ここまでの情報で、きっと大庄屋はふんぞり返って偉そうにしていたに違いないと思ってしまうが、

文献や歴史を紐解くと、それは大きな間違いだとわかる。農業主体の江戸時代にあって、稲作のための用水路や土木事業の監督まで庄屋や大庄屋の仕事で、真摯にそれをこなしたことが史実としてあちこちに残っている。

伊船の大庄屋、真弓長左衛門もその一人。伊船は鈴鹿山脈の扇状地にあるため、水はけが良すぎ、降った雨はすぐに地下水になってしまう。そのうえ伊船はすぐ横を流れる御幣川の河岸段丘上の高台にあるため、御幣川の水の恵みを直接に受けることはできなかった。水に恵まれず耕作に苦勞する伊船だったからこそ、長左衛門に課された責任と役割は大きかった。

長左衛門の子孫は現在も伊船で暮らしている。聞けば真弓家の先祖は、蒲生氏郷の家臣であったとのこと。戦国の時代を生き抜き、松阪城を建て城主となった氏郷の家来であったからこそ、城攻めや築城を幾度も経験し、土木の知識を子孫に伝えていたのだろう。長左衛門が谷をせき止めて池を作り、灌漑用の水源をつくらうと考えたのは、寛文5年(1665年)のことだった。

真弓家には「伊船村野新田畑開基之由来覚書」が、そして鈴鹿市には造成より100年後の「龍が池堤修復奉願上候覚」と付属の絵図が残されていた。二つの文書を読むと約350年前の「龍が池」造成のプロセスが読み取れる。

亀山藩の殿様は、長左衛門の貯水池をつくるとい



う願いを、最初は快く受け入れてはいない。「大雨で池が壊れたら川下の土地にまで洪水が及ぶ」と断念するように答えている。

それに対して長左衛門は「随分堤に念を入れ、脇より水吐をつくりますので容易には切れません」と何度も申し出ている。『万一右堤切し候わば、たとへ如何様の御仕置仰せ付けられ候うとも』と、なにかあれば、どんなお仕置きも受けますと覚悟をもって訴えている。

ついに自藩の石高を増すことに関心の強かった亀山藩主は、長左衛門の訴えを聞き入れ、一万人の人夫を出している。つまり農閑期の3か月余りに一日100人分の人夫を藩内から援助すると答えている。亀山藩の各地からお百姓さんが鋤を持って貯水池の造成に集まり、汗を流したことになる。農閑期と言えば初冬から春まで、鈴鹿山脈の裾野に位置する伊船は、さぞや鈴鹿おろしで寒かったことだろう。

「龍が池」にいくと、工事の難しさがわかる。現在は道となっている池の下流部は深い崖になっていて、堤を作り上げるのが大変だったことがうかがえる。また灌漑用水路と余剰の水を御幣川に返す水路も、うまく工夫されていることが素人の私にも理解できる。厳しい条件下で、地形をうまく利用しつつ、池を期限内にしあげている。

さらに文書は続く。『大雨の節も昼夜長左衛門小刀を帯び、新堤にあい詰め申し事およそ3ヶ年』つまり長左衛門は3年の間、大雨となれば堤に出て見張りをし、もし堤が切れようものなら切腹する覚悟であったことが書かれている。堤防が固まるのを待って、寛文7年（1665年）長左衛門は藩主に出来上がったことを報告した。

その時、藩主からは、「すなわち龍が池と名をつ



け候ように」と池の名前をもらった。水の神様龍神から名を取ったのかもしれない。

「龍が池」完成から4年たって、長左衛門は再び藩主に、水量を安定させるために御幣川から水を引きこむ工事を願い出ている。そうすれば新田がふえ、さらに石高が増しますよという予測も丁寧に添えて訴えている。石高が増すことが藩の安定につながった江戸時代、亀山の藩主は再び人夫の調達でそれに応えたようだ。

こうして難工事の末「龍が池」は完成し、安定的な水量の確保もできた。結果として池は始終満々と水をたたえ、干ばつも乗り越える事が出来るようになり、その水を利用して新しく伊船新田が出来て、伊船村の石高も大きく伸びたことが記録からわかる。

造成に向けて村人の心を一つに束ね、工事の際も何度も堤が切れるという辛苦をあげ、ついに完成した「龍が池」。難工事だった故に、お龍さんという少女を人柱にしたという民話「龍が池物語」も後世に生まれている。



龍が池造成の資金は、当然人夫の調達だけではまかないきれず、不足分は長左衛門が私財を投げ出して当てたという。命も財もなげうって「龍が池」をつくることに奔走した大庄屋の仕事は、本当にシンドイものだったと思う。伊船新田の人々は真弓長左衛門の威徳をたたえ真弓神社を建て、現在も大切に奉っている。

玉垣支部

## 桜の森公園 (防災公園)

### 桜の森公園の概要

- 所在地 : 鈴鹿市南玉垣町字東鼻野3500番5 (代表地番)
- 公園面積 : 約7.3ha
- 公園区分 : 地区公園
- 防災公園機能区分: 広域避難地
- 主な公園施設 : 野球場, 自由広場, 芝生広場, 花見広場, 遊具広場  
ちびっこ広場, 駐車場 など
- 主な防災施設 : 備蓄倉庫, 防災あすまや, 防災パーゴラ, 防災ブ  
ラ  
ンコ, 災害用トイレ, 災害用井戸, かまどスツール,  
地下貯水槽, ヘリポート, 非常用自家発電機 など

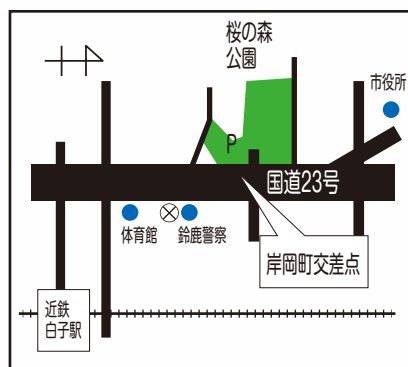
平成13年のNTT西日本鈴鹿研修センタ閉鎖を機に、鈴鹿市が中心となつて跡地の利用方針について検討を重ね、平成16年に防災機能を持った公園の整備などを盛り込んだ「土地利用転換計画」策定しました。

その後、平成22年に鈴鹿市より(独)都市再生機構に事業要請し、避難場所、救援活動及び災害復旧の拠点としても活用できる公園整備を行い、平成27年2月に完成しました。

防災公園



### 公園位置図



鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

平成27年2月25日開園

# 桜の森公園マップ

平成 28 年 4 月  
利用開始

戦時中この地にあった  
海軍基地の正門・番兵塔等が  
移築されています。

一般向けです。  
健康づくりに  
御活用ください！

健康遊具

小学生向けです。  
楽しい3Dテーマ  
遊具で遊ぼう！

サブエントランス広場

遊具広場

ちびっこ広場

幼児向けです。  
ベンチ・テーブルもあり  
ゆったり楽しめます。

休憩スポット

ウォーキングの  
休憩にどうぞ！

桜の森公園を  
ぐるっと  
見渡せます。

野球場

花見広場

桜の季節を  
お楽しみに！

園内には多数の桜の古木

# 防災施設

すっぽりテントで  
覆うと物資輸送スペース  
に早変わり！

防災パーゴラ

防災ブランコ

災害時は  
ここで炊出し

かまどツール

3か所の防災四阿は、  
様々な用途に活用

防災四阿（あずまや）

救護救援に活用する  
ヘリポート

災害時はテントと  
便器を組み立てて  
利用

災害用マンホール  
トイレ

災害時の生活用水  
や消火に役立つ  
防火貯水槽

災害時に備えた  
生活用水

防災井戸

避難場所案内板

緊急輸送道路となる国道23号線

本公園は、災害時の一時的な避難場所、救援物資の集結及び搬送、自衛隊等の支援活動の拠点となります。

学校給食人気メニューのレシピを紹介します  
切り干し大根とツナのサラダ



昔から保存食として食べられてきた切り干し大根。大根を天日干しすることで、甘みが強くなり、また、成長期に必要な栄養素であるカルシウムや鉄が生の大根よりも多く含まれるおすすめの食材です。サラダにすることで、煮物にするよりも歯ごたえがあり、かみ砕く力の向上にもなります。

〈4人分の材料〉

- 切り干し大根 32g
- ニンジン 25g
- 小松菜 50g
- 薄口しょうゆ 18g
- 砂糖 9g
- 水 適量
- ツナオイル漬 50g
- マヨネーズ 35g
- 塩・こしょう 少々

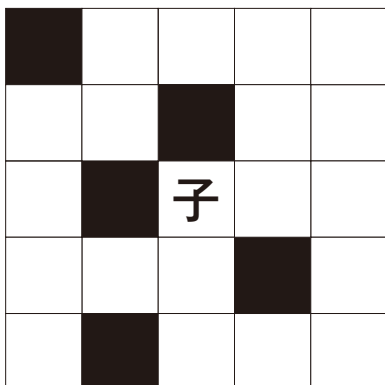
〈作り方〉

- ① 切り干し大根は水で戻し5cm幅に、ニンジンはせん切りに、小松菜は2cm幅に切る。
- ② 切り干し大根をしょうゆ・砂糖・水で、汁気がなくなるまで煮る。
- ③ ニンジン・小松菜をゆで、水気を切る。
- ④ 切り干し大根・ニンジン・小松菜・ツナをマヨネーズであえ、塩・こしょうで味を調える。

## 《漢字を使ったクロスワード・パズル》

2020年は子年（ねどし）ですね。そこで、「子」の音読み（シ）と訓読み（コ）をヒントにクロスワード・パズルを解いてください（タテ・ヨコのカギは順不同です）。

【問題】



- ◇ これまでもこれからも「〇〇〇〇する法人会」です
- ◇ 「頭隠して〇〇隠さず」（江戸かるた）
- ◇ これを最初に食べた人は勇気があるといわれていますね
- ◇ 暖かい布団に入って〇〇〇よく眠る
- ◇ 痩せている人を〇〇〇な体といいます
- ◇ 浦島太郎や金太郎、赤ずきんなどの話
- ◇ 寒いときは肩〇〇がひどくなるよ
- ◇ 主力選手が〇〇〇を持して登場します！
- ◇ 12月の異称
- ◇ 「注連縄」と書きます
- ◇ 今年の流行語大賞はこの言葉

【作者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい＝本名：藤田順一）フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK「てんぶく笑芸場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間、番組に加わる。芝居・漫才の台本、コントなどを執筆するかわら、ことわざや笑いを通じての「人間探究」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで（株）エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。



鈴鹿法人会会員のみなさまに  
法人会の経営者大型総合保障制度  
**企業保障プラン**

Rタイプ

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

「しっかりした保障は必要だ。でも、保険料は安くしたい…」  
そんな経営者の方におすすめの死亡・所定の高度障がい  
に対する保障を目的としたシンプルな保険です!

→ 主契約のみ、契約年齢40歳(男性)、保険期間10年、  
団体月払料率(非喫煙者健康体保険料率)の例

健康体割引特約<sup>※</sup>を付加することにより、

なんと!

死亡保険金 **5,000**万円 の保障が…

月々

**8,600**円

※ 保険料は、契約年齢・性別・契約内容等により異なります。

※健康体割引特約は、ご契約時および更新時に付加をお申し出いただき、被保険者さまの健康状態やご年齢、保険金額などが大同生命所定の基準を満たした場合に、特約の付加により保険料を割引くものです。この特約は、原則として、付加されたご契約の更新と同時に自動的に更新されるものではありません。更新時点で上記と同様の基準を満たした場合のみ、更新後のご契約に付加し、健康体割引を適用します。なお、「健康体」とは大同生命所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

**保険料例**

男性、死亡保険金額5,000万円(主契約のみ)、保険期間10年、団体月払保険料

契約年齢	健康体割引特約を付加しない場合	非喫煙者健康体保険料率適用の場合
30歳	7,050円	5,750円
35歳	8,700円	6,700円
40歳	11,550円	8,600円
45歳	16,000円	11,650円
50歳	22,900円	16,300円
55歳	34,400円	24,300円

- ◎この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱となる場合があります。
- ◎この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。保険期間が満了した時には、所定の範囲で更新され、最長80歳まで保障を継続できます。なお、更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率に基づいて計算され、更新前に比べて、通常高くなります。
- ◎この資料の記載内容は、2019年9月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

[引受保険会社]

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

●お問合せは…

大同生命保険株式会社 三重支社

〒510-0074

四日市市鶴の森1-4-28ユマネテクプラザ4F

TEL.059-352-2046

E-2019-1410-S(業)① (2019年9月12日)



AIG 損保

法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

# 世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



スロバティールガード  
**Property Guard**

## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

### 地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。  
2018年1月時点の内容です。

### AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036  
三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル2F  
TEL. 059-226-3911 FAX. 059-228-7216  
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152289 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに

NEW



NEW/  
ライフステージの変化に

ちゃんと応える  
医療保険EVER

健康な人も、病気になった人も、  
ライフステージの変化に合わせて  
保障を変えられる医療保険

■通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円  
(入院一時金特約)を付加した場合 保険期間:終身

入院	5日未満の場合 一律5日分	2.5万円	終身
	5日以上の場合 1日につき	5,000円	
手術	がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など所定の手術 1回につき	20万円	終身
	入院中の手術 (重大手術を除く) 外来による手術 (重大手術を除く) 1回につき 5万円 1回につき 2.5万円		
放射線治療	1回につき	5万円	
入院前後の 通院	1日につき	5,000円	

月払保険料例 集団扱  
通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円  
入院給付金支払限度:60日型(入院一時金特約)特約給付金額5万円  
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

2019年6月24日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

- 就労所得保障一時金特約
- 精神疾患保障一時金特約
- 介護一時金特約
- 認知症介護一時金特約

●契約年齢●  
0歳~  
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。



心配な  
「がん」の  
備えに

生きるための  
がん保険  
Days 1

現在のがん治療に合わせて  
幅広くサポートする進化したがん保険

■ベースプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身  
(抗がん剤・ホルモン剤治療特約)〈がん先進医療特約〉は10年更新

診断	一時金として それぞれ1回限り	がん 25万円	上皮内 新生物 2.5万円	終身
特定診断 (※1)	一時金として 1回限り	がん 25万円		
入院	日数無制限	1日につき	5,000円	終身
通院	所定の治療(※2)のための 通院は日数無制限 所定の通院期間中(365日以内の) 通院は日数無制限	1日につき	5,000円	
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円	10年更新
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき	10万円	
抗がん剤 ホルモン剤	治療を受けた月ごと	5万円 (給付倍率2倍)	乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 2.5万円 (給付倍率1倍)	10年更新
先進医療	給付金 技術料のうち自己負担額と同額	1回につき 15万円	一時金 1回につき 15万円	
複数回診断	それぞれ1回につき	がん 50万円	上皮内 新生物 5万円	終身

▲上皮内新生物は保障の対象外  
(※1)入院や通院が所定の条件に該当したとき(※2)所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をさします。

月払保険料例 集団扱  
ベースプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ  
保険料払込期間:終身(抗がん剤・ホルモン剤治療特約)〈がん先進医療特約〉は10年更新 特定保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,322円	1,777円	2,577円	3,957円
女性	1,317円	1,782円	2,522円	3,292円

※(抗がん剤・ホルモン剤治療特約)〈がん先進医療特約〉は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。

2019年6月24日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

- 特定保険料払込免除特約
- 緩和療養特約
- 外見ケア特約

●「ちゃんと応える医療保険EVER」は、将来特約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申込みまたは保障を見直すときの健康状態などによっては引受けできない場合があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Affrac アフラック**

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 四日市中央通りビル6F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

平成30年版 インシュアランス生命保険統計号  
AFツール-2019-5373-1911028 7月29日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

## 新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸	エフテック(株)鈴鹿工場	鈴鹿市安塚町字須田128番	古橋 悦男	(農)鈴鹿山麓夢工房
東部	(株)マツノ	鈴鹿市林崎二丁目9番20号	松野 暁広	(株)杉本プラスター
	(株)システック	鈴鹿市南若松町455-13	清水 隆治	(有)浜村工務店
玉垣	創作ダイニングとしかわ	鈴鹿市南玉垣町4935	利川 繁貴	(株)ホンダ四輪販売三重北
	(株)コンフォート・ヒル	鈴鹿市岸岡町2973-2	亀井 久之	西口建工(株)
白子	(有)タマイ	鈴鹿市東磯山三丁目11番32号	玉井 利一	(株)宮崎商店
	(株)前田金網店	鈴鹿市江島町2547-16	小林 英訓	(有)田中ウエルテク
	(株)オフィス桐生	鈴鹿市南旭が丘3-8-8	桐生 常朗	(株)飯田鉄工
	(株)伊藤総建	鈴鹿市稲生西2-11-30	伊藤 和也	(有)浜村工務店
	ミルク(有)	鈴鹿市寺家7-19-13	中野 強	(有)小原木本舗大徳屋長久
平田	(株)オーヴァーホールディングス	鈴鹿市国府町7678番地の5	佐藤 健正	(公社)鈴鹿法人会
	(株)スズキアリーナ鈴鹿	鈴鹿市道伯二丁目19-19	古市 隆洋	(株)ホンダ四輪販売三重北
	(株)エフティーレンタリース三重	鈴鹿市道伯二丁目19-19	古市 隆洋	(株)ホンダ四輪販売三重北
	ポーラ 鈴鹿グランドグループ	鈴鹿市算所三丁目16-30 ハヤカワビル1F	名村 夕起	(株)SK-NET
鈴峰	協栄興業(株)三重支店	鈴鹿市伊船町2102-18	中島 徹	(株)鈴鹿山麓夢工房
保険 三社	(株)マルヨシ商会	鈴鹿市中江島町1番21号	明石 忠良	AIG損害保険(株)
	haruki	津市豊が丘四丁目4-9-7	春木 宣貴	春木保険サービス(株)
	office Empire	津市上弁財町津興3249	細石 竜司	春木保険サービス(株)
	comodo hair	桑名市江場字北木郷12	村上 敏保	大同生命保険(株)
	富井木材	鈴鹿市長沢町1196-1	富井 直人	大同生命保険(株)
	ケイテック	亀山市長明寺町414	葛西 邦彦	春木保険サービス(株)
	(株)信誠興業	鈴鹿市東玉垣町500-50	山崎 勝哉	春木保険サービス(株)
	松田工業	亀山市田村町1136 ティーグルアヴェンセ105	松田 淳	春木保険サービス(株)
	深川工業	津市久居北口町560-61	深川 剛	春木保険サービス(株)
	クリエイトビーンズ	津市久居元町1881-2	新納 大和	大同生命保険(株)
	江戸善商店	津市久居本町1588-1	宮浦 良児	大同生命保険(株)
	堀岡 悟	津市末広町26-3	堀岡 悟	大同生命保険(株)
	吉建	津市高茶屋6-12-13 サンシャインガーデン101号室	吉川 正晃	春木保険サービス(株)
	OUT CRAFT	津市藤方1482-1	野田慶一郎	大同生命保険(株)
	エス・ティー・ケー	鈴鹿市神戸3-2-10	仲 紳介	大同生命保険(株)
	栗田工業	津市緑ヶ丘2-3-11	栗田 裕司	春木保険サービス(株)

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
保険 三社	奥岡テクニカルサービス	いなべ市員弁町市之原968	奥岡 忠一	大同生命保険(株)
	さんぎち	津市大門23-10 糸びすビル1F	中村 篤則	大同生命保険(株)
	(株)明晃電機	鈴鹿市伊船町1931-5	堀内 良寛	AIG損害保険(株)
	(有)スギモト電気	鈴鹿市郡山町2081-4	杉本 清史	AIG損害保険(株)
	(株)サンワ	鈴鹿市安塚町675-11	三谷 健二	AIG損害保険(株)
	ふくろうリフォーム本舗	鈴鹿市住吉1-30-15 住吉ビル1F-1号	藤川隆垂希	大同生命保険(株)
	Fuji工業	伊勢市上地町4249-2 メゾンプレージュII棟201	藤原 慎	大同生命保険(株)
	アズマ工業	松阪市五月町1390-1 ラグランシューズII-101	東 智秋	大同生命保険(株)
	美紅リフォーム	鈴鹿市神戸3-2-10 スマートメゾンK102号	秋口 茉穂	春木保険サービス(株)
	レストランバーOWL	鈴鹿市東磯山4-13-13	中村 大輝	大同生命保険(株)
	濱田工業	鈴鹿市西富田町252	濱田 達也	春木保険サービス(株)
	加藤組	津市港町9-9 パールシティA101	加藤 亮太	春木保険サービス(株)
	レーシングガレージ ニワ	鈴鹿市住吉町字石塚6722	丹羽 充	大同生命保険(株)
	三浦建築	鈴鹿市安塚町1350-93	三浦 武	大同生命保険(株)
	Sakura	鈴鹿市白子駅前18-15	村上 桜	大同生命保険(株)
(株)Jテックサービス	鈴鹿市算所町1267-2	御所野三男	大同生命保険(株)	

## 青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

法人名	住 所	会員名	紹介者
(有)ヒカリ住建	鈴鹿市東旭が丘6-6-33	飯田 翔平	島内 良樹
イケダアクト(株)	鈴鹿市池田町櫛引1140	田中 康介	井上 将行
(有)積水製作所	鈴鹿市野村町136	山田 雅一	小森 一

## 女性部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	会員名	紹介者
玉垣	創作ダイニングとしかわ	鈴鹿市南玉垣町4879-5	利川 聖子	向井なよ子
白子	横田材木店	鈴鹿市白子本町18-27	横田美喜子	向井なよ子
	(株)サンシステム	鈴鹿市磯山1-20-53	三船 真弓	向井なよ子
	(医)栄恵会	鈴鹿市南江島町9-15	武内 恵子	二井 栄
平田	ポーラ鈴鹿グランドグループ	鈴鹿市算所三丁目16-30 ハヤカワビル1F	名村 夕起	中島 みみ
亀山	(株)村山設備	亀山市太岡寺町10	村山富美子	山内百合子

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。  
あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。  
税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、  
また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。  
健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料での税務研修会・税務相談が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



## 事務局の案内

〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町816  
(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp



ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードができます。  
<http://suzuka-hojinkai.jp>

鈴鹿法人会

検索



漢字を使った  
クロスワード・パズル解答

シ	メ	ナ	ワ
コ	リ	マ	ン
ウ	子	コ	チ
ド	ウ	ワ	ー
ウ	ス	リ	ム

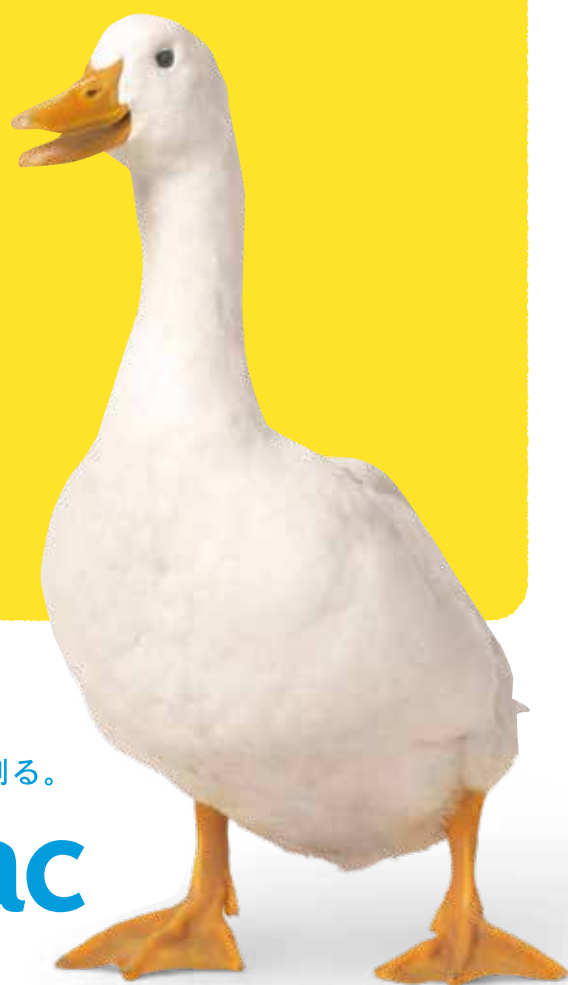
## 編集後記

あけましておめでとうございます。  
昨年は三年越しで準備・企画した「全国大会三重大会」を無事に終わることができました。これも会員の皆様方からご協力をいただいた結果であり、感謝申し上げます。  
今後たくさんの事業計画がありますがこの広報誌を通じて情報発信を行っていきます。  
皆様方からの情報提供をお待ちしております。

広報委員長 安田克志

アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」  
を受託しています。

あなたの一生に寄りそう  
保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、  
自分らしく充実した人生。  
アフラックは、  
そのお手伝いをする存在で  
あり続けます。



 法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

**アフラック** 三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。

法人会会員のみなさまに

すずかめ冬号(第14号)

©禁無断転載

令和二年一月



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

三重支社/  
三重県四日市市鵜の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)  
TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/  
三重県津市丸ノ内養正町4-1(森永三重ビル2F)  
TEL 059-226-3911